

## 令和5年度行政組織機構の一部見直し（案）について

- 部外(副市長直轄)
  - ・ 公共施設等マネジメント推進室  
廃止し、本来の総括・計画(決定)・総合調整部門は検査管財課へ、決定された個別事業はそれぞれの担当課で対応  
公共施設等マネジメント推進室が担当していた都市構造再編集集中支援事業を都市整備課で対応
  
- 市長公室
  - ・ 政策経営課  
公共交通事務は、都市整備課へ移管  
スマート IC 事業関連事務は道路課へ移管  
広域行政担当を新設
  
- 総務部
  - ・ 検査管財課  
「財産総括室」を新設(公共施設等マネジメントの本来の総括・計画(決定)・総合調整部門)
  
- 市民部
  - ・ 市民協働課  
コミュニティ施策・コミュニティ施設全般を担当することを明確化  
課名を「地域コミュニティ課」に変更
  
  - ・ 環境保全課  
新治広域施設担当は廃止  
脱炭素、カーボンニュートラル関係施策の総括・計画(決定)・総合調整を行うこと
  
  - ・ 市民課  
(仮) 地域コンシェルジュを置く。

- 保健福祉部
  - ・ 子ども家庭課  
課名を「子育て支援課」に変更
  
  - ・ 健康づくり増進課  
課名を「健康増進課」に変更
  
- 産業経済部
  - ・ 地域未来投資推進課  
再生可能エネルギー(脱炭素エネルギー関連事業)を担当する
  
- 都市建設部
  - ・ 都市整備課  
公共交通事務を政策経営課から移管  
公共施設等マネジメント推進室が担当していた都市構造再編集中支援事業のうち都市公園等都市整備課関連事業を引き継ぐほか、関連する同計画に位置付けられている事業すべてを所管する「都市再編推進室」を新設
  
  - ・ 道路課  
政策経営課からスマート IC 関係事務を移管
  
- 上下水道部  
部を新設し、部内に上下水道課を置く。